

政策会議付議事案書（令和 7 年 7 月 8 日）

提案課名 経営総務課、営業課

報告者名 古谷 昭仁、蛇走 健治

事案名	秦野市水道事業給水条例及び秦野市下水道条例の一部を改正することについて	資料 有
目的・必要性	令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、個人が管理する給水装置及び排水設備の復旧が遅れ、水が使用できない状況が長期化しました。これは、給水装置及び排水設備工事を担う被災自治体の長が指定する給水装置工事事業者及び指定工事店（以下「事業者等」という。）が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したことにより、事業者等の確保が困難な状況となったことが主な要因とされています。 本市においても給水装置工事は、「水道法」及び「秦野市水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）」に、排水設備工事は、「秦野市下水道条例（以下「下水道条例」という。）」に基づき、市長が指定した事業者等が施行することとしています。 そのため、発生の切迫性が指摘され、大きな被害が懸念されている都心南部直下地震、神奈川県西部地震などが発生したときは、災害応急復旧を迅速に行う必要があることから、「給水条例」及び「下水道条例」の一部を改正し、他の市町村長が指定した事業者による給水装置及び排水設備工事の施行を可能とするとともに、「給水条例」の引用条項の修正を、併せて行うものです。	
経過・検討結果	令和 7 年 4 月 22 日 国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長より「災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について」の通知 ⇒給水装置工事の施行について、災害等の場合においては、市町村長が、他の市町村長が指定した事業者に、給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、施行を可能とすることを条例等に規定することへの技術的助言が示された。 同 日 国土交通省水管理・国土保全局上下水道企画課長より「『標準下水道条例について』の改正について」の通知 ⇒標準下水道条例について、災害等の場合においては、市長が他の市町村長が指定した事業者に排水設備工事を施行させる必要があると認めるときは、他の市町村長が指定した事業者であっても排水設備工事の施行を可能とすることに改正した。 令和 7 年 5 月 14 日 災害等の場合においては、他市町村の長が指定する事業者が施行を可能とすることについて、秦野市管工事業協同組合と協議。 令和 7 年 6 月 5 日 秦野市管工事業協同組合と 2 回目の協議。 令和 7 年 7 月 2 日 災害等の場合においては、秦野市管工事業協同組合と本市で、他市町村の長が指定する事業者と連携を図ることで調整済。	

決定等を要する事項	1 秦野市水道事業給水条例の一部改正について (1) 災害その他非常の場合において、円滑な復旧工事の実施を図るため、市長が他の市町村長が指定した指定給水装置工事事業者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、その実施を可能とすること。（第11条第1項関係） (2) (1) に伴い、他の市町村長が指定した指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行した場合も、市長の検査等の対象とすること。（第11条第2項関係） 2 秦野市下水道条例の一部改正について 災害その他非常の場合において、円滑な復旧工事の実施を図るため、市長が他の市町村長が指定した指定工事店に排水設備工事を施行させる必要があると認めるときは、その実施を可能とすること。（第5条第1項関係）
今後の取扱い	令和7年 9月 令和7年9月第3回市議会定例会に条例改正議案を提出 〃 改正条例の施行

秦野市水道事業給水条例及び秦野市下水道条例の一部を改正することについて

1 条例改正の背景・経過

令和6年1月に発生した能登半島地震では、個人が管理する給水装置及び排水設備の復旧が遅れ、水が使用できない状況が長期化しました。これは、給水装置工事及び排水設備工事を担う被災自治体の長が指定する指定給水装置工事事業者及び指定工事店が被災したことに加え、様々な工事の需要が集中したことにより、給水装置工事及び排水設備工事に係る事業者の確保が困難な状況となったことが主な要因とされました。

このことから、災害等の場合においては、市町村長が他の市町村長が指定をした事業者にも工事を施行させる必要があると認めるときは、その施行が可能となるよう、条例等に規定を設けることについて、国土交通省からの通知により技術的助言がありました。

今後、本市において、発生の切迫性が指摘され、大きな被害が懸念されている都心南部直下地震、神奈川県西部地震への災害応急対策を推進するためにも、災害その他非常の場合にあって、本市の指定給水装置工事事業者及び指定工事店の確保が困難となると判断されるときは、早期復旧と工事の適正な実施を図ることができるよう、他の市町村長が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事及び指定工事店による排水設備工事を施行させるため、秦野市水道事業給水条例及び秦野市下水道条例の一部を改正するものです。

また併せて、秦野市水道事業給水条例の引用条項の修正を行うものです。

2 改正内容

(1) 秦野市水道事業給水条例の一部改正について

ア 災害その他非常の場合において、円滑な復旧工事の実施を図るため、市長が他の市町村長が指定した指定給水装置工事事業者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、その実施を可能とすること。

(第11条第1項関係)

イ 他の市町村長が指定した指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施

行した場合も、市長の検査等の対象とすること。（第 1 1 条第 2 項関係）
ウ 本条例で引用する条項を改めること。（第 3 1 条関係）

(2) 秦野市下水道条例の一部改正について

災害その他非常の場合において、円滑な復旧工事の実施を図るため、市長が他の市町村長が指定した指定工事店に排水設備工事を施行させる必要があると認めるときは、その実施を可能とすること。（第 5 条第 1 項関係）

（注：排水設備の施行に係る確認申請及び完成検査については、排水設備の新設等を行う者とするを秦野市下水道条例第 4 条及び第 6 条に規定されています。）

3 施行期日

公布の日

秦野市水道事業給水条例及び秦野市下水道条例の一部を改正することについて

秦野市水道事業給水条例及び秦野市下水道条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

災害その他非常の場合において、円滑な復旧工事の実施を図るため、市長が次に掲げる事項を行う必要があると認めるときは、その実施を可能とするよう改正するとともに、秦野市水道事業給水条例の引用条項の修正を行うものであります。

- (1) 他の市町村長が指定した指定給水装置工事事業者に給水装置工事を施行させること。
- (2) 他の市町村長が指定した指定工事店に排水設備工事を施行させること。

秦野市水道事業給水条例及び秦野市下水道条例の一部を改正する
条例

(秦野市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 秦野市水道事業給水条例（昭和39年秦野市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長が同項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

第11条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「（前項ただし書に規定する他の市町村長が指定をした者を含む。）」を加える。

第31条各号列記以外の部分中「第28条前段」を「第28条」に改める。

(秦野市下水道条例の一部改正)

第2条 秦野市下水道条例（昭和55年秦野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号 秦野市水道事業給水条例及び秦野市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
秦野市水道事業給水条例の一部改正	
(工事の施行) 第11条 給水装置工事は、工事をしようとする者からの申込みにより本市又は市長が法第16条の2第1項に規定する指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長が同項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 指定給水装置工事事業者<u>（前項ただし書に規定する他の市町村長が指定をした者を含む。）</u>が工事を施行する場合は、工事着手前に市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事完成後に市長の検査を受けなければならない。 3・4 （略） （料金算定の特例） 第31条 メーター検針の定例日から次の検針定例日までの期間の中途において給水装置の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの料金は、<u>第28条</u>の使用期間に係るみなし規定にかかわらず、次の各号のいずれかに定めるところによる。 (1)・(2) （略）	(工事の施行) 第11条 給水装置工事は、工事をしようとする者からの申込みにより本市又は市長が法第16条の2第1項に規定する指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 2 指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、工事着手前に市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事完成後に市長の検査を受けなければならない。 3・4 （略） （料金算定の特例） 第31条 メーター検針の定例日から次の検針定例日までの期間の中途において給水装置の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの料金は、<u>第28条前段</u>の使用期間に係るみなし規定にかかわらず、次の各号のいずれかに定めるところによる。 (1)・(2) （略）

秦野市下水道条例の一部改正

(指定工事店の承認等)

第5条 排水設備の新設等の設計及び工事は、本市又は市長が次項の規定により指定する業者（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことができない。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

2-6 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(指定工事店の承認等)

第5条 排水設備の新設等の設計及び工事は、本市又は市長が次項の規定により指定する業者（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことができない。

2-6 (略)

国 水 水 第 2 9 号
令 和 7 年 4 月 2 2 日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿
国土交通省大臣認可水道事業者 殿

国土交通省水管理・国土保全局
水道事業課長
(公印省略)

災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について（通知）

令和6年能登半島地震では、水道事業者が管理する配水管が復旧した場合においても、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化しました。これは、宅内配管工事を担う地元市町の業者の数が宅内配管の被害の規模に比して少なかったことや、業者自身が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したこと等により、宅内配管の業者の確保が困難な状況となったことが主な要因とされています。

災害その他非常の場合にあつて、地元の給水装置工事事業者の確保が困難となると判断されるときは、宅内配管を早期復旧するとともに、被災地における給水装置工事の適正な実施を図るため、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にすることにより、宅内配管の復旧に対応する業者を確保する必要があります。

本件に対応するためには、指定給水装置工事事業者制度を導入している各水道事業者において供給規程等を改正する必要がある場合が考えられるため、以下の記載例を参考とし、改正の要否等についてご検討いただくようお願いいたします。

また、各都道府県水道行政担当部局におかれては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者へ周知をお願いするとともに、貴管内の管工事組合と連携できる体制の構築についてご検討いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言である旨を申し添えます。

【供給規程の記載例】

第〇条 給水装置工事は、市（町村）長又は市（町村）長が法第十六条の二第一項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、市（町村）長が他の市（町村）長又は他の市（町村）長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

各都道府県下水道担当部局長 宛
各政令指定都市下水道担当部局長 宛
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課長
(公 印 省 略)

「標準下水道条例について」の改正について

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 25 条に基づき下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である「標準下水道条例について」（昭和 34 年 11 月 18 日付厚生省衛発第 1108 号・建設省計発第 441 号。以下「標準条例」という。）について、別紙のとおり改正することとしたので、下記事項に留意のうえ、適切に対応するとともに、各都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

標準条例第 6 条においては、排水設備等の新設等の工事は、同条第 1 項各号で定める工事を除き、市町村長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことができないことを規定している。

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、多くの家屋で排水設備等が破損したことや、指定工事店自身も被災したことにより、工事を行うことができる指定工事店が不足し、これによって、排水設備等の復旧が遅れることとなった。

これを踏まえて、被災地での排水設備等の工事が円滑に実施されるよう、同条第 1 項に第 4 号を追加し、災害その他の非常の場合において、市（町村）長が他の市（町村）長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市（町村）長の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備等の新設等の工事を行うことができることとする。